別紙様式第11号(第6条第7項関係)

神大情報開示第　　　号

令和　　年　　月　　日

法人文書の開示決定について(通知)

(反対意見書を提出した第三者)

　　　　　　　　　　　　　　　　様

国立大学法人神戸大学長

(あなた，貴社等)から令和　　年　　月　　日付けで「法人文書の開示に関する意見」の提出がありました法人文書については，下記のとおり開示決定しましたので，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項の規定に基づき通知します。

記

1　開示決定した法人文書の名称

2　開示することとした理由

3　開示を実施する日

4　担当課等

国立大学法人神戸大学総務部総務課(〒657―8501神戸市灘区六甲台町1―1)

担当者

TEL

FAX

E―MAIL

この決定に不服があるときは，行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条に基づき，この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国立大学法人神戸大学長に対して審査請求をすることができます(なお，決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても，決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また，この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は，行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により，この決定があったことを知った日から6か月以内に，国立大学法人神戸大学を被告として，神戸地方裁判所又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお，決定があったことを知った日から6か月以内であっても，決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。